

平成 29 年度食品適正表示研修会開催要領

1. 目的

平成 27 年 4 月 1 日から食品表示法が施行されたことに伴い、加工食品については、平成 32 年 3 月 31 日までに同法により定められた食品表示基準に基づく表示へ移行する必要がある。

本研修会は、食品関連事業者が食品表示基準について理解を深め、同基準に基づく表示を適切に作成できるよう支援することを目的とする。

2. 主催

島根県（健康福祉部薬事衛生課）

3. 会場及び期日等

会場	期日・場所	定員	内容
松江	平成 29 年 6 月 30 日（金） 14:00～16:00（受付 13:30～） 松江合同庁舎 6 階 601 会議室 （松江市東津田町 1741-1）	60 名	食品販売店（小売店）向けの内容を中心とした研修です。
雲南	平成 29 年 6 月 22 日（木） 14:00～16:00（受付 13:30～） 雲南合同庁舎 5 階 501・502 号室 （雲南市木次町里方 531-1）	80 名	直売所（産直）で販売する事業者向けの内容を中心とした研修です。
出雲	平成 29 年 6 月 20 日（火） 14:00～16:00（受付 13:30～） 出雲保健所 2 階大会議室 （出雲市塩冶町 223-1）	80 名	食品表示基準の解説など全般的・基礎的な内容の研修です。
県央	平成 29 年 7 月 5 日（水） 14:00～16:00（受付 13:30～） 県央保健所 2 階集団指導室 （大田市長久町長久八 7-1）	30 名	食品表示基準の解説など全般的・基礎的な内容の研修です。
浜田	平成 29 年 6 月 28 日（水） 14:00～16:00（受付 13:20～） 浜田合同庁舎 2 階大会議室 （浜田市片庭町 254）	60 名	直売所（産直）で販売する事業者向けの内容を中心とした研修です。
益田	平成 29 年 6 月 29 日（木） 14:00～16:00（受付 13:30～） 益田合同庁舎 5 階大会議室 （益田市昭和町 13-1）	50 名	直売所（産直）で販売する事業者向けの内容を中心とした研修です。

会 場	期日・場所	定 員	内 容
隠岐 (島後)	平成 29 年 6 月 30 日 (金) 14:00～16:00 (受付 13:30～) 隠岐合同庁舎 6 階大会議室 (隠岐郡隠岐の島町港町塩口 24)	70 名	食品表示の作成方法に関する内容を中心とした研修です。
隠岐 (島前)	平成 29 年 6 月 27 日 (火) 14:00～16:00 (受付 13:30～) 島前集合庁舎 1 階第 1・2 会議室 (隠岐郡西ノ島町大字別府字飯田 56-17)	20 名	食品表示の作成方法に関する内容を中心とした研修です。

4. 対象者

- (1) 県内に事業所を有する食品関連事業者（食品又は添加物の製造業者、加工業者、輸入業者及び販売業者）及び食品表示関係事業者（分析機関、印刷業者等）
- (2) 行政関係者

5. 受講料

無料

6. 申込み方法及び申込み期限

別紙の申込書に必要事項を記入のうえ、ファックス又は郵送で申し込むこと。

申込期限：平成 29 年 6 月 6 日（火） ※ただし、定員になり次第受付を終了。

7. 注意事項

- (1) 1 事業所あたりの申込人数に制限はないが、申込状況によっては制限をかける場合があるので（特に申込人数が多い事業所）、各受講希望者の優先順位を申込書に記載すること。
- (2) 食品関連事業者又は食品表示関係事業者を優先して受け付けることとする。このため、行政関係者については、申込状況によって他の会場へ振り替えるなどの調整を行う場合があるので、第 1 希望と第 2 希望の受講会場を申込書に記載すること。なお、食品関連事業者や食品表示関係事業者についても、任意で第 2 希望の受講会場を申し込むことができる。

8. お申込み先及びお問合せ先

〒690-8501 松江市殿町 1 番地
島根県健康福祉部薬事衛生課（食品衛生グループ）
電話：0852-22-6487 ファックス：0852-22-6041